

国立大学法人東京農工大学学長候補者選考等細則の一部改正

国立大学法人東京農工大学学長候補者選考等細則を次のとおり改正する。

現行	改正	備考
<p>国立大学法人東京農工大学学長候補者選考等細則 平成16年10月6日 16選細則 第2号</p> <p>第1条 省略</p> <p>(候補者の公募)</p> <p>第2条 規程第4条第1項に定める公募は、選考会議が定める期限までに応募者から別紙様式1の「応募書」及び別紙様式2の推薦者による「推薦書」並びに別紙様式3の「公表用要約」を徴することにより行うものとする。</p> <p>2 前項の推薦者は、候補者1人につき5人(規程第7条に定める意向調査の参加資格者となれる本学の職員(第4条各号に定める者を除く。)1人以上を含むこと。)とする。</p> <p>なお、推薦者は、満20歳以上の者でなくてはならない。</p> <p>3 規程第4条第2項に定める公表は、別紙様式4により速やかに行うものとする。</p> <p>第3条～第18条 省略 附 則 省略</p>	<p>第1条 省略(現行どおり)</p> <p>(候補者の公募)</p> <p>第2条 規程第4条第1項に定める公募は、選考会議が定める期限までに応募者から別紙様式1の「応募書」及び別紙様式2の推薦者による「推薦書」並びに別紙様式3の「公表用要約」を徴することにより行うものとする。</p> <p>2 前項の推薦者は、候補者1人につき5人(規程第7条に定める意向調査の参加資格者となれる本学の職員(第4条各号に定める者を除く。)1人以上を含むこと。)とし、<u>うち1人を推薦代表者とするものとする。</u></p> <p>なお、推薦者は、満20歳以上の者でなくてはならない。</p> <p>3 規程第4条第2項に定める公表は、別紙様式4により速やかに行うものとする。</p> <p>第3条～第18条 省略(現行どおり) 附 則 省略(現行どおり)</p>	

別紙様式1 省略

別紙様式2

平成 年 月 日

国立大学法人東京農工大学  
学長選考会議議長 殿

(住所・所属・職名・氏名・印)

〇〇〇〇〇〇〇  
〇〇 〇〇〇〇 印

学長候補者推薦書

私は、国立大学法人東京農工大学学長候補者選考等細則第2条第1項の規定に基づき、下記の者を学長候補者として推薦します。

記

1. 学長候補者として推薦する者

氏名 〇〇〇〇

2. 推薦理由

(500字以内)

別紙様式1 省略 (現行どおり)

別紙様式2

平成 年 月 日

国立大学法人東京農工大学  
学長選考会議議長 殿

推薦代表者

所属・職名

氏名 \_\_\_\_\_ 印

学長候補者推薦書

私は、国立大学法人東京農工大学学長候補者選考等細則第2条第1項の規定に基づき、推薦者氏名を添えて下記の者を学長候補者として推薦します。

記

1. 学長候補者として推薦する者

氏名 〇〇〇〇

2. 推薦理由

(500字以内)

3. 推薦者氏名 (自署) (4名)

所 属	職 名	氏 名

別紙様式3

平成 年 月 日

応募者に関する公表用要約

- 1. 氏 名
- 2. 生年月日
- 3. 最終学歴
- 4. 職歴（現職を含め3つ程）
- 5. 所信（教育研究及び経営に関する方針を400字以内で記載）

--

- 6. 推薦人の氏名、職名及び推薦理由（100字以内）

氏 名	職 名	推 薦 理 由
①		
②		
③		
④		
⑤		

別紙様式3

平成 年 月 日

応募者に関する公表用要約

- 1. 氏 名
- 2. 生年月日
- 3. 最終学歴
- 4. 職歴（現職を含め3つ程）
- 5. 所信（別紙様式1「4. 所信」を記載）

--

- 6. 推薦人の氏名、職名及び推薦理由（別紙様式2「推薦理由」を記載）

氏 名	職 名	推 薦 理 由
①		
②		
③		
④		
⑤		

別紙様式 4

国立大学法人東京農工大学学長選考会議は、本学学長が国立大学法人東京農工大学学長候補者選考等規程第2条第1項第〇号（任期満了・辞任の申出・欠員）に該当するため、下記のとおり学長候補者の公募を実施する。

記

1. 選考に当たっての考え方

国立大学法人東京農工大学は、平成16年4月以降、中期計画を着実に実施し、大学院基軸大学への展開、学生支援の拡大、重点的に取り組む研究拠点の形成、産官学連携の戦略的推進、地域との連携、国際化への展開などに成果をあげている。

現在、国際的に経済社会の変化が激しく、資源・エネルギー・食料・環境問題が顕在化し、我が国にはそれら、各分野における技術革新の先導的な役割を果たすことが期待されている。本学が掲げるモットーである“MORE SENSE (Mission Oriented Research and Education giving Synergy in Endeavors toward a Sustainable Earth) は、今後の我が国及び国際社会にとって益々重要な意義をもつものである。

我が国では、大学教育の水準の向上が課題とされるとともに、少子高齢化により、大学間競争の時代といわれる状況になりつつあり、本学の教育・研究両面における一層の充実が求められる。

今期の学長の選考に当たっては、本学の最高責任者として、次期中期目標・中期計画に対して、教職員の自主性に基づく創造的な能力を一層発揮させ、学内のコンセンサスを形成しつつ、運営・管理に強力なリーダーシップを発揮しうる人材を広く内外から求め、最良の選考をめざすこととする。

2. 学長候補者の要件

- ・人格が高潔で、学識が優れ、かつ、本学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有し、任期満了時において満70歳を超えない者とする。

3. 学長の任期

- ・平成〇年4月1日から平成〇年3月31日までとする。ただし、再任の場合は、平成〇年4月から平成〇年3月31日までとする。（国立大学法人東京農工大学組織運営規則第12条第2項）

別紙様式 4

国立大学法人東京農工大学学長選考会議は、本学学長が国立大学法人東京農工大学学長候補者選考等規程第2条第1項第〇号（任期満了・辞任の申出・欠員）に該当するため、下記のとおり学長候補者の公募を実施する。

記

1. 選考に当たっての考え方

（国立大学法人東京農工大学学長候補者選考等規程第3条に基づき定める「選考方針」を記載）

2. 学長候補者の要件

- ・人格が高潔で、学識が優れ、かつ、本学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有し、任期満了時において満70歳を超えない者とする。

3. 学長の任期

- ・平成〇年4月1日から平成〇年3月31日までとする。ただし、再任の場合は、平成〇年4月から平成〇年3月31日までとする。（国立大学法人東京農工大学組織運営規則第12条第2項）

<p>4. 推薦者の要件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・推薦者は、平成〇年4月2日において満20歳以上の者</li> </ul> <p>5. 応募及び推薦方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・候補者1人につき5人（国立大学法人東京農工大学職員就業規則第4条第1項に定める常時勤務を要する職員である者（細則第4条に定める者を除く。）1人以上を含む。）の推薦者が必要</li> <li>・応募者による「学長候補者応募書」「応募者に関する公表用要約」と<u>推薦者による「学長候補者推薦書」（推薦者5人分）</u>を指定期日までに学長選考会議へ提出する。</li> </ul> <p>6. 応募・推薦書提出先 〒183-8538 東京都府中市晴見町3-8-1 国立大学法人東京農工大学学長選考会議本部（総務チーム内） TEL 042-367-5501、5502 郵送は不可とする。</p> <p>7. 公募受付期間 平成 年 月 日（ ）～平成 年 月 日（ ）</p> <p style="text-align: center;">平成 年 月 日 国立大学法人東京農工大学 学長選考会議議長 ○○○○</p> <p>別紙様式5～13 省略</p>	<p>4. 推薦者の要件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・推薦者は、平成〇年4月2日において満20歳以上の者</li> </ul> <p>5. 応募及び推薦方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・候補者1人につき5人（国立大学法人東京農工大学職員就業規則第4条第1項に定める常時勤務を要する職員である者（細則第4条に定める者を除く。）1人以上を含む。）の推薦者が必要</li> <li>・応募者による「学長候補者応募書」「応募者に関する公表用要約」と<u>推薦代表者が作成し推薦者4人が署名した「学長候補者推薦書」</u>を指定期日までに学長選考会議へ提出する。</li> </ul> <p>6. 応募・推薦書提出先 〒183-8538 東京都府中市晴見町3-8-1 国立大学法人東京農工大学学長選考会議本部（総務チーム内） TEL 042-367-5501、5502 郵送は不可とする。</p> <p>7. 公募受付期間 平成 年 月 日（ ）～平成 年 月 日（ ）</p> <p style="text-align: center;">平成 年 月 日 国立大学法人東京農工大学 学長選考会議議長 ○○○○</p> <p>別紙様式5～13 省略（現行どおり）</p>	
---	---	--

附 則（22 選細則 第1号）

この規程は、平成22年7月16日から施行する。